

2017（平成29）年2月14日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

## 要 請 書

## ハンセン病問題統一交渉団

ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会

全国ハンセン病療養所入所者協議会

ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会

## 第1 本書面の趣旨

- 1 国立ハンセン病資料館の運営については、ハンセン病問題の重要な課題の一つとして従前よりハンセン病問題対策協議会（以下「協議会」という）における議題とされ、厚生労働省と当交渉団との間で協議と合意に基づき今日まで行われてきた。しかしながら、平成28年度より、協議会を含め当交渉団に何らの事前確認・協議もなく委託事業の入札条件が変更された結果、運営委託先が日本財団に変更された（なおこれに伴い、厚生労働省主催のシンポジウムの事務局も同財団に変更された）。

これは、ハンセン病に関する諸問題は協議会において協議し解決するという、平成13年5月25日付内閣総理大臣談話に基づき設置された協議会の趣旨、及び、毎年開催され協議と合意を積み重ねてきた従前の方法を逸脱し、厚生労働省と当交渉団との信頼関係を著しく損ねる、極めて遺憾な行為である。

- 2 ついては、以下の点を要請するので、平成29年2月28日までに回答されたい。

## 第2 要請事項

入札条件を変更することそれ自体の是非につき、事前に当交渉団に意見照会しなかったことについては、協議会設置の趣旨、方法に反する不適切な行為であったことにつき、これを率直に認め陳謝されたい。また、今後同様の行為がないように関係者に周知徹底されたい。

以上

平成29年2月28日

ハンセン病問題統一交渉団 御中

厚生労働省健康局難病対策課長

平成29年2月14日付け文書にて要請のあった、国立ハンセン病資料館の運営について、以下のとおり回答する。

#### 記

政府調達については、一者応札・応募を改善することが強く求められている。これまで、ハンセン病等に関する展示施設等の運営実績、普及啓発事業及びシンポジウム開催の実績を過去5年間に有していることを条件としていたが、この条件を満たすのは、これまでに資料館運営を行った事業者に限られてしまうため、今年度は、一者応札・応募を極力避けるという観点から、いずれかの実績があれば条件を満たすこととしたものである。

当時の担当者に確認したところ、事務的な変更点であったことに加え、外部への事前の説明はルール上できないことから連絡を行わなかったとのことであったが、他方、入札公告の公示後は公告内容について、公表しているものであり、変更があった点についてはご連絡すべきであったと認識しており、配慮に欠けた点についてお詫びする。

今後は、変更があれば公示後には速やかにご連絡するよう、職員一同徹底いたしたい。

なお、入札に当たっては競争性・透明性が強く求められており、個別の事業者を除外することがルール上困難である点については、ご理解いただきたい。